

東浦町雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留浸透施設（以下「貯留浸透施設」という。）を設置する者に対し、費用の一部を補助することにより、雨水の有効利用及び地下水の涵養を図るとともに、豪雨時における雨水流出を抑制し、河川水路への流入量の軽減を図り、もって災害に強い住み良いまちをつくることを目的とする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる貯留浸透施設は、前条の目的を達成するため、町内の建物に付随した土地に設置するもので、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する貯留浸透施設については、補助金の対象としない。

- (1) この要綱の補助金を受けた貯留浸透施設を作り変えようとするもの
- (2) この要綱以外の補助金を受けるもの又は移転補償等機能回復により設置するもの
- (3) 宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針等で設置が不適當（斜面の近傍で危険な箇所等）とされているもの
- (4) 宅地開発等に関する許認可において設置を義務付けられたもの
- (5) 町税を滞納している者が設置するもの
- (6) その他町長が補助金の交付を不適當と認めたもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる貯留浸透施設の区分に応じ、定める額とする。ただし、補助金の合計額は15万円を上限とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、貯留浸透施設の設置に着手する前に雨水貯留浸透施設設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図及び工事の概要を示す図面（平面図、横断図及び構造図）
- (2) 見積書
- (3) 貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）
- (4) 町税の納税証明書（未納がない証明書）

2 前項第4号に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（第1号の2様式）をもってこれに代えることができる。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは雨水貯留浸透施設設置補助金交付決定通知書（第2号様式）を、交付しないと決定したときは雨水貯留浸透施設設置補助金不交付通知書（第3号様式）により当該補助金を申請した者に通知するものとする。

(申請の変更及び変更交付の決定)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)

が、その決定を受けた補助金の申請内容を変更する場合は、雨水貯留浸透施設設置補助金変更承認申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 工事の概要を示す図面(平面図、横断図及び構造図)

(2) 変更見積書

2 町長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、承認したときは、雨水貯留浸透施設設置補助金変更承認書兼交付決定変更通知書(第5号様式)により、承認しないときは雨水貯留浸透施設設置補助金不承認通知書(第6号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 補助対象者は、貯留浸透施設の設置が完了したときは、速やかに雨水貯留浸透施設設置実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 完了写真(状況が把握できるもの)

(2) 領収書の写し

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の実績報告書を受理した場合は、速やかに検査を行い、合格と認められた場合は、補助対象者に対し雨水貯留浸透施設設置補助金検査結果通知書(第8号様式)により通知し、補助金交付請求書(第9号様式)により補助対象者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

2 補助対象者は、検査に合格しない場合は、直ちに修補して再度検査を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) 申請書類に虚偽の事項を記載したとき

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後にされた申請について適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 9 日から施行する。

別表

施設名	内容	補助金の額
(1) 浸透柵	内幅及び内径が 20 センチメートル以上で、柵材は透水性の材料とし、地中部分は外面から 10 センチメートル以上を 20 ミリメートルから 40 ミリメートルまでの粒径の碎石で囲み、碎石外面に透水シートを設置し、柵底面には碎石下面全面に 5 センチメートル以上の厚さの砂層を設けるもの	設置費用の 5 分の 4 の額
(2) 浸透管	呼び内径 5 センチメートル以上で、管材は透水性の材料とし、管の外面から 10 センチメートル以上を 20 ミリメートルから 40 ミリメートルまでの粒径の碎石で囲み、碎石の外面に透水シート、管の底面には碎石下面全面に 5 センチメートル以上の厚さの砂層を設けるもの	設置費用の 5 分の 4 の額
(3) 貯留槽	80 リットル以上の貯留容量のもの	設置費用の 3 分の 2 の額
(4) 浸透槽	200 リットル以上の槽容量で、槽材は透水性材または 20 ミリメートルから 40 ミリメートルまでの粒径の碎石とし、外幅各 50 センチメートル以上で外側に透水シート、底面全面に 5 センチメートル以上の厚さの砂層を設けるもの	設置費用の 5 分の 4 の額
(5) 浄化槽 転用貯留槽	用途廃止済みかつ清掃済みのものに加工等を実施して転用するもの	転用費用の 3 分の 2 の額
(6) 透水性 舗装	当該土地の露天部分に 10 平方メートル以上設置するもので、舗装表層は仕上がり厚さ 3 センチメートル以上の透水性材とし、路盤は仕上がり厚さ 10 センチメートル以上の碎石路盤で、路床と路盤との間全面に 5 センチメートル以上の厚さの砂層を設けるもの	1 平方メートル当たり 10,000 円
(7) その他	前記施設と同等の効果があると町長が認めるもの	同等施設の補助金の額に準ずる

第1号様式（第4条関係）

雨水貯留浸透施設設置補助金交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所
氏 名
電 話
連絡先

次のとおり、東浦町雨水貯留浸透施設設置補助金の交付を申請します。

設置場所	東浦町大字 字
設置する施設の種類	浸透枿 基・浸透管 m・貯留槽 リットル 浸透槽 リットル・浄化槽転用貯留槽 基 透水性舗装 m ²
申請金額	金 円
予定工事期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
土地所有者 (自 署)	住所 氏名 電話
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 土地所有者の欄は、申請者と土地所有者が異なる場合、土地所有者本人が記入して下さい。 申請書に次の書類を添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> 案内図及び工事の概要を示す図面（平面図、横断図、構造図） 見積書 貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの） 町税の納税証明書（未納がない証明書）又は町職員による納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（第1号の2様式） 	

第1号の2様式（第4条関係）

町税納付状況等確認同意書

年 月 日

東浦町長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

東浦町雨水貯留浸透施設設置補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります。（手数料 200 円）

処理欄（申請者は以下記入不要）

年 月 日

課長

課長

東浦町雨水貯留浸透施設設置補助金の交付に必要なため、上記申請者について、東浦町に納付すべき町税に未納がないことの有無を照会します。

【 課職員確認欄】

上記の申請者については、町税の未納が ^{ある} _{ない} ことを確認した。

年 月 日

確認者 _____

第2号様式（第5条関係）

東浦町指令土第 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

雨水貯留浸透施設設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった雨水貯留浸透施設設置補助金について、
次のとおり決定します。

交付金額 金 円

※ 雨水貯留浸透施設の設置が完了したときは、速やかに雨水貯留浸透施設設置実績
報告書を提出してください。

第3号様式（第5条関係）

東浦町指令土第 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

雨水貯留浸透施設設置補助金不交付通知書

年 月 日付で交付申請のあった雨水貯留浸透施設設置補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

（理 由）

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東浦町長に対して異議申立てをすることができます。

第4号様式（第6条関係）

雨水貯留浸透施設設置補助金変更承認申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所
氏 名
電 話
連絡先

年 月 日付け 東浦町指令土第 号で交付決定を受けた雨水貯留浸透施設設置補助金について、次のとおり申請内容を変更したいので、承認申請をします。

設 置 場 所	東浦町大字 字
申 請 金 額	金 円
変 更 内 容	
変 更 理 由	
注意事項 設置する施設を変更する場合は、申請書に次の書類を添付してください。 (1) 工事の概要を示す図面（平面図、横断図及び構造図） (2) 変更見積書	

第5号様式（第6条関係）

東浦町指令土第 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

雨水貯留浸透施設設置補助金変更承認書兼交付決定変更通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった雨水貯留浸透施設設置補助金について承認し、次のとおり交付金額を変更します。

交付金額（変更後） 金 円

※ 雨水貯留浸透施設の設置が完了したときは、速やかに雨水貯留浸透施設設置実績報告書を提出してください。

第6号様式（第6条関係）

東浦町指令土第 号
年 月 日

様

東浦町長

雨水貯留浸透施設設置補助金不承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった雨水貯留浸透施設設置補助金については、下記の理由により（一部・全部）承認できません。

記

（理由）

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東浦町長に対して異議申立てをすることができます。

第7号様式（第7条関係）

雨水貯留浸透施設設置実績報告書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所
氏 名
電 話

次のとおり、雨水貯留浸透施設の設置が完了したので報告します。

設置場所	東浦町大字 字	
交付決定番号	東浦町指令土第 号	
交付金額	金 円	
設置完了日	年 月 日	
施設設置内容		
※ 検 査 欄		
検査員氏名	検 査 日	検 査 結 果
	年 月 日	
注意事項 1 実績報告書に次の書類を添付してください。 (1) 完了写真（状況が把握できるもの） (2) 領収書の写し (3) 住所が確認できるものの写し（申請者の住所が変更された場合に限る。） 2 ※印欄は、記入しないでください。		

第8号様式（第8条関係）

東浦町指令土第 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

雨水貯留浸透施設設置補助金検査結果通知書

年 月 日付で交付決定（変更）しました雨水貯留浸透施設設置補助金については、検査の結果合格しました。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付決定の条件 設置した雨水貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用の發揮に務めること。

注意事項

後日、申請書類に虚偽の事項を記載したことが判明したとき、その他町長が定めた事項に違反した場合は、補助金の全部若しくは一部を返還していただきますので念のため申し添えます。

第9号様式（第8条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所
氏 名

下記のとおり請求します。

記

	万				円

ただし、雨水貯留浸透施設設置にかかる代金

- 1 補助金名 雨水貯留浸透施設設置補助金
- 2 交付決定番号 東浦町指令土第 号
- 3 交付決定金額 金 円
- 4 支払方法

振替先金融機関名	銀 行 信用金庫 農協組合	支店
預金の種類 及び口座番号	普 通 第	番
ふりがな	当 座	
口座名義		